

市民税課税層における食費・居住費の特例減額措置について

市民税課税世帯の方については、介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院）における食費・居住費は、利用者と施設との契約によることが原則ですが、高齢夫婦世帯等で一方が施設に入所したことにより、在宅で生活される方が生計困難にならないように、一定の要件を満たす場合は、次のような減額措置があります。

※ショートステイの利用については、この特例減額措置は適用されません。

1. 対象者の要件

次の全ての要件を満たされる方

- ① 2人以上の世帯※1
- ② 介護保険施設に入所または入院し、
利用者負担第4段階の食費、居住費の負担を行うこと
- ③ 世帯全員の年間収入※2 および配偶者の年間収入から、施設の利用者負担※3（1割負担（または2割・3割※4 負担）+食費+居住費）の年間見込額を引いた額が80万円以下となること（人数による加算はありません）
- ④ 世帯および配偶者の現金、預貯金、有価証券、債券等の額が、450万円以下であること（人数による加算はありません。）
- ⑤ 世帯および配偶者が自ら住んでいる家屋等、日常生活のために必要な資産以外に利用できる資産を所有していないこと
- ⑥ 介護保険料※5 を滞納※6 していないこと
- ⑦ 対象期間が、給付額減額（給付制限）期間ではないこと

※1 世帯：単身世帯は不可。年齢は問いません。（配偶者が別世帯である場合は、世帯人数に1を加える。）

施設入所に当たり世帯分離した場合でも、世帯の年間収入は従前（世帯分離前）の世帯構成員で計算します。

※2 収入：【公的年金等の収入金額】+【合計所得金額（公的年金等に係る雑所得は除く）】

—【土地等又は建物等の譲渡に係る長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除の適用がある場合には、特別控除の額(*)】

遺族年金や障害年金などの非課税所得は除きます。

公的年金等の収入金額は公的年金等控除前の金額、合計所得金額は必要経費や給与所得、控除後の金額です。

※3 施設の利用者負担：1割負担（または2割・3割負担）の額が高額介護サービス費に該当する場合は、当該高額介護サービス費の見込み額を控除します。

※4 3割負担とは利用者負担の本来の割合であり、給付額減額による3割負担ではありません。

※5 第2号被保険者の場合は、医療保険各法が定める保険料または掛金

※6 欠損しているかは不問

※本人と配偶者・世帯員が同時に介護保険施設に入所している場合も対象になります。

その際は、世帯の年間収入から、入所者全員の利用者負担の年間見込額を差し引きます。

なお、配偶者・世帯員が介護保険施設以外に入所している場合や、ショートステイ等を利用している場合は、配偶者・世帯員の利用者負担は差し引けません。

裏面もご確認ください。

2. 特例減額措置の内容

世帯の年間収入および配偶者の年間収入の合計金額から施設の利用者負担見込額を引いた残りの額が80万円以上となるように、食費もしくは居住費またはその両方について、利用者負担第3段階②の負担限度額が適用されます。

※本人と配偶者・世帯員が同時に介護保険施設に入所している場合は、一部取り扱いが異なることがあります。

利用者負担第3段階②の居住費・食費の負担限度額

単位：円／日

居室の種類	居住費（滞在費）	食 費
ユニット型個室	1,370	
ユニット型準個室	1,370	
従来型 個室	老人保健施設	1,370
	療養型医療施設	
	特別養護老人ホーム	880
多床室（相部屋）	430	

3. 申請手続き

提出書類：

- 「神戸市介護保険負担限度額認定申請書」

※旧措置入所者は、「神戸市介護保険特定負担限度額認定兼利用者負担額減額・免除等申請書」

- 「神戸市介護保険収入等申告書」

上記書類に必要事項をご記入・押印のうえ添付書類を添えてください。

※「神戸市介護保険収入等申告書」の「課税層の特例減額措置申告に必要な利用料に関する施設の証明欄」は、入所される施設に記入・押印を依頼してください。

提出先：お住まいの区役所保険年金医療課（北須磨地域は北須磨支所市民課）介護医療係

4. 負担限度額認定証の取扱い

特例減額の認定を受けた方には、「介護保険負担限度額認定証」を交付します。

施設へ入所される際、「介護保険被保険者証」「介護保険負担割合証」とともに施設の窓口に提出してください。